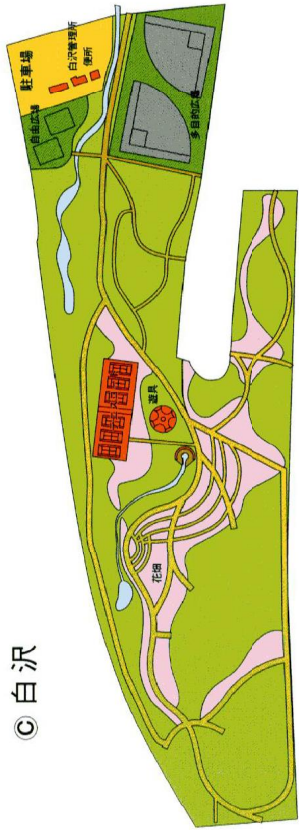
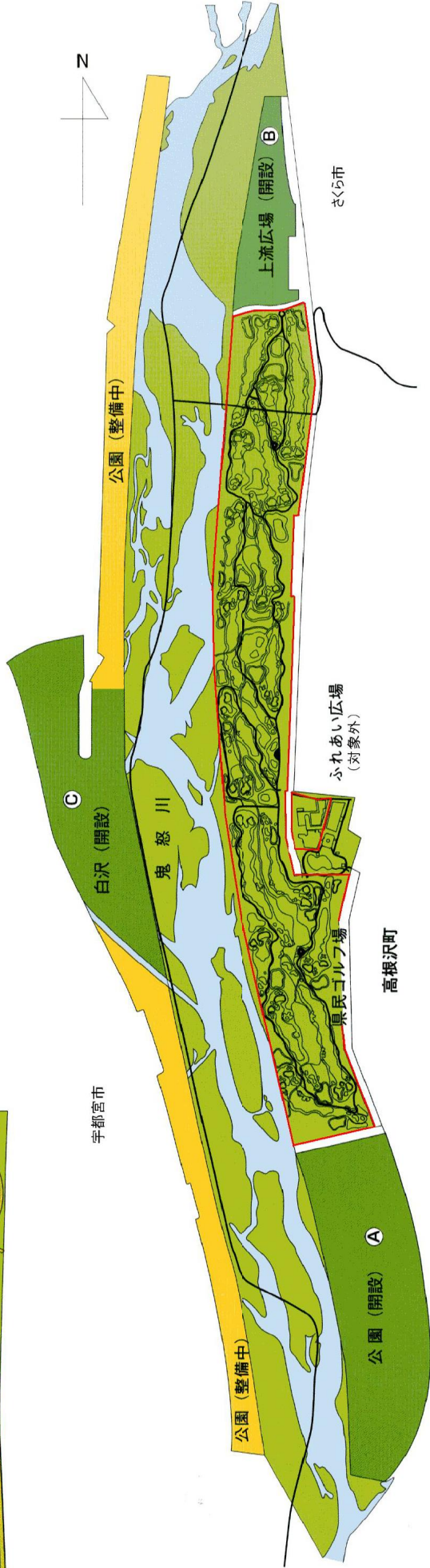


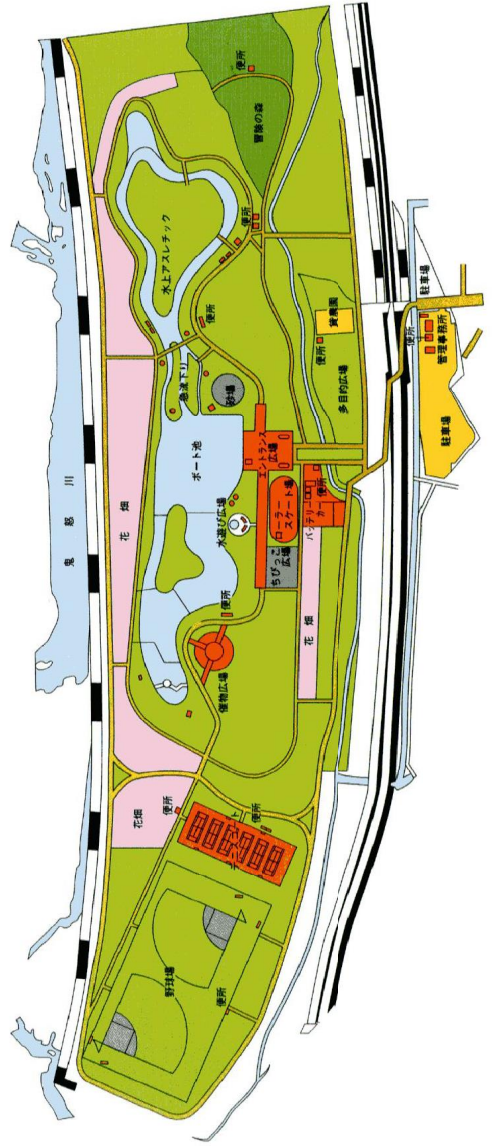
© 白沢



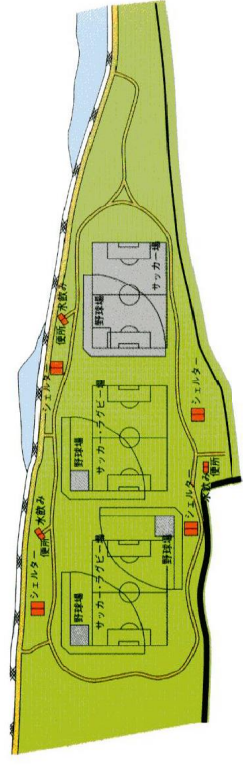
鬼怒グリーンパーク全体計画図



① 宝積寺



② 上流広場





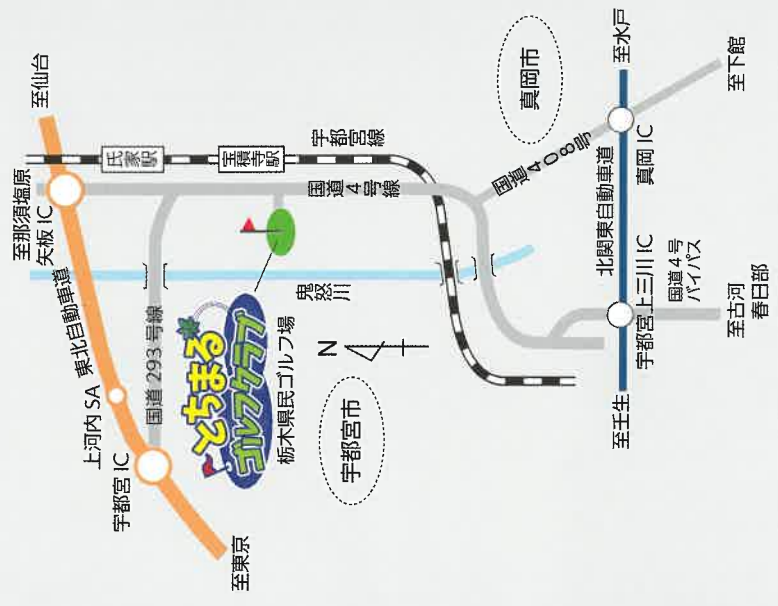
Simple & Reasonable



とちまる ゴルフクラブ

Tochimaru Golf Club

Access



お車をご利用の方

- 国道4号線沿い(栃木県高根沢町)にあります。
- 北関東自動車道
 - ・上三川IC、真岡ICより、それぞれ20分
 - ・東北自動車道
- 上河内SA、矢板ICより、それぞれ20分

電車をご利用の方

- JR宇都宮線宝積寺駅よりタクシードライバー(宇都宮駅から2つ目です)

とちまるゴルフクラブ (栃木県民ゴルフ場)

〒329-1233 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺字上川原828
Tel.028-675-7222 Fax.028-675-7213



お電話でのご予約>> 028-675-7222

ネットでのご予約>> <http://www.tochigikenmingc.com>



★おトクがたくさんあつかね★
『友の会』会員募集中!

年会費3,000円 (税別)

1ラウンドプレー料金がおトクになります!

- ★入会日より友の会割引
- ★月例会に参加できます。
- ★ハンデイヤップが取得できます。

その他各種プランをご用意しております。詳しくはゴルフ場にお問い合わせください。フロントにて随時受付中!

メンバーズカード 即日発行
※年会費とプレー料金は別途

とちまる ゴルフクラブ

クラブハウスとライオン
ビッグターからコースまで楽しむ
本格的なパブリックコース！
ベストコースデザイナーで迎ええ！



6,609yards PAR72

OUT Course

HOLE	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
PAR	5	4	3	4	5	3	4	4	4	
BACK	R562	332	185	393	525	185	377	403	351	3313
Y	L513	310	186	382	516	191	377	358	381	3214
A	REG	537	320	169	360	500	162	349	376	331
R	REG	488	298	175	350	491	168	349	332	362
D	LADY	483	263	145	279	419	135	297	300	276
		434	241	143	268	410	145	296	255	307
										2499

IN Course

HOLE	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
PAR	4	3	4	4	5	4	4	3	5		
BACK	R358	214	368	358	547	361	361	217	512	3296	6609
Y	L318	199	352	325	536	331	329	186	515	3091	6305
A	REG	325	159	346	334	514	340	173	479	3000	6104
R	REG	285	144	330	309	503	310	142	482	2807	5820
D	LADY	292	110	302	314	449	306	122	419	2620	5217
		252	100	286	281	438	276	107	422	2436	4935



令和5年度 栃木県民ゴルフ場設定料金

【 期 間 / 令和5年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日 】

販売種別	プレー スタイル	平 日		土・日・祝日		備 考
		一般	友の会	一般	友の会	
1ラウンド	昼食付	5,850	4,850	9,850	7,850	・状況により割引料金の設定有
	スループレー	5,350	4,350	9,350	7,350	
シニア &レディース	昼食付	5,350	4,350	/	/	・状況により割引料金の設定有 ・祝日を除く月・水・木・金曜日に実施
	スループレー	4,850	3,850			
スルーデー	昼食付	設定なし				・祝日を除く火曜日 ・原則レストランは休業
	スループレー	5,350	4,350	/	/	
ジュニア	昼食別	720	720	720	720	・18歳未満、但し保護者同伴プレーが条件
カレッジ	昼食付	3,900	2,930	5,560	4,810	・大学生(25歳以下)と18歳以上の大学生
	スループレー	3,400	2,930	5,060	4,310	
ハーフプレー	昼食付	設定なし				・予約状況にて、設定なしの場合あり ・スタート時間に制限有(8:00～14:00頃)
	スループレー	3,000	3,000	4,860	4,000	
早朝プレー	0.5R	3,000	3,000	4,860	4,000	・受付時間 4:45～6:30 予約制
	1.0R	4,500	3,500	7,000	6,500	
追加料金	2B割増	1,100	550	2,200	1,100	・状況により設定なしの場合あり
	0.5R	1,100	1,100	2,200	2,200	
※この料金表はベースの金額であり、季節により割引料金を設定						

栃木県民ゴルフ場利用状況調査

令和元年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数(人)	3,256	4,117	3,029	2,885	3,354	3,218	2,781	3,361	3,316	2,362	2,696	2,614	36,989
平日	1,646	1,832	1,445	1,457	1,646	1,330	1,613	1,737	1,616	819	1,105	1,340	17,586
休日	1,610	2,285	1,584	1,428	1,708	1,888	1,168	1,624	1,700	1,543	1,591	1,274	19,403
男性	2,794	3,530	2,576	2,489	2,895	2,812	2,442	2,933	2,891	2,016	2,332	2,281	31,991
女性	462	587	453	396	459	406	339	428	425	346	364	333	4,998
65歳以上	1,354	1,603	1,231	1,209	1,169	1,159	1,214	1,453	1,410	870	1,124	1,169	14,965
18歳未満	42	51	11	11	24	35	7	9	15	13	8	13	239

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数(人)	1,270	1,924	2,576	2,512	3,385	2,846	3,090	3,732	3,293	2,218	2,461	2,619	31,926
平日	700	1,046	1,557	1,112	1,622	1,250	1,836	1,989	1,708	1,013	1,056	1,689	16,578
休日	570	878	1,019	1,400	1,763	1,596	1,254	1,743	1,585	1,205	1,405	930	15,348
男性	1,107	1,631	2,238	2,149	2,981	2,435	2,630	3,172	2,868	1,872	2,122	2,255	27,460
女性	163	293	338	363	404	411	460	560	425	346	339	364	4,466
65歳以上	619	845	1,206	874	890	924	1,259	1,448	1,206	788	1,036	1,252	12,347
18歳未満	18	13	12	8	43	12	16	28	6	32	24	13	225

令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数(人)	3,238	3,692	3,047	2,945	3,042	3,472	3,857	3,627	3,356	2,562	1,918	2,993	37,749
平日	2,019	1,583	1,893	1,314	1,760	1,975	2,063	2,014	1,737	1,201	986	1,528	20,073
休日	1,219	2,109	1,154	1,631	1,282	1,497	1,794	1,613	1,619	1,361	1,417	1,424	18,120
男性	2,791	3,125	2,622	2,569	2,675	2,893	3,258	3,069	2,869	2,174	2,051	2,518	32,614
女性	447	567	425	376	367	579	599	558	487	388	352	434	5,579
65歳以上	1,396	1,272	1,306	751	1,098	1,574	1,477	1,481	1,331	947	932	1,294	14,859
18歳未満	27	31	40	79	62	21	18	5	18	23	15	22	361

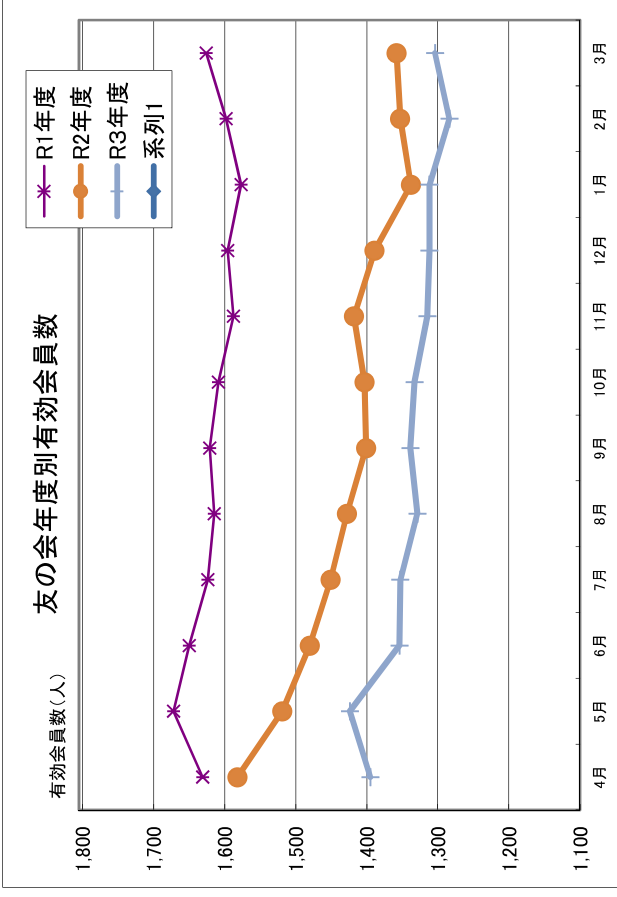
友の会年度別有効会員数

○ 月別入会・更新者数

	R1年度	
	月計	累計
4月	134	134
5月	186	320
6月	119	439
7月	134	573
8月	121	694
9月	126	820
10月	118	938
11月	139	1,077
12月	139	1,216
1月	104	1,320
2月	107	1,427
3月	91	1,518
計	1,518	

	R2年度	
	月計	累計
4月	64	64
5月	71	135
6月	147	282
7月	90	372
8月	111	483
9月	94	577
10月	128	705
11月	133	838
12月	110	948
1月	88	1,036
2月	119	1,155
3月	112	1,267
計	1,267	

	R3年度	
	月計	累計
4月	101	101
5月	100	201
6月	77	278
7月	89	367
8月	87	454
9月	104	558
10月	122	680
11月	115	795
12月	107	902
1月	88	990
2月	91	1,081
3月	132	1,213
計	1,213	

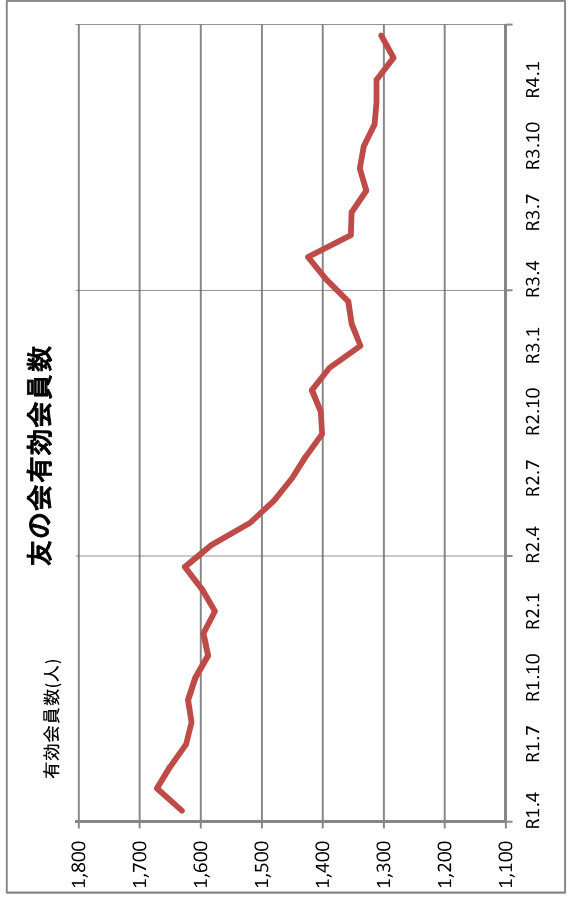


○ 年度別・月別有効会員数

R1年4月末現在	1,631
R1年5月末現在	1,672
R1年6月末現在	1,650
R1年7月末現在	1,624
R1年8月末現在	1,615
R1年9月末現在	1,621
R1年10月末現在	1,609
R1年11月末現在	1,588
R1年12月末現在	1,596
R2年1月末現在	1,577
R2年2月末現在	1,598
R2年3月末現在	1,626

R2年4月末現在	1,582
R2年5月末現在	1,519
R2年6月末現在	1,480
R2年7月末現在	1,451
R2年8月末現在	1,428
R2年9月末現在	1,401
R2年10月末現在	1,403
R2年11月末現在	1,418
R2年12月末現在	1,389
R3年1月末現在	1,338
R3年2月末現在	1,353
R3年3月末現在	1,358

R3年4月末現在	1,395
R3年5月末現在	1,424
R3年6月末現在	1,354
R3年7月末現在	1,353
R3年8月末現在	1,329
R3年9月末現在	1,339
R3年10月末現在	1,333
R3年11月末現在	1,315
R3年12月末現在	1,312
R4年1月末現在	1,312
R4年2月末現在	1,284
R4年3月末現在	1,304



※ 友の会会員の有効期間が1年間であるため、有効会員数については、前月末の有効会員数に当月加入者数を加え、前年同月の加入者数を減じ、算出している。

栃木県民ゴルフ場に設置する防犯カメラ等の運用に関する要領

栃木県民ゴルフ場に設置する防犯カメラ等の運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県が栃木県民ゴルフ場に設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関して、県民等がみだりにその容貌等を撮影されない自由を有することに配慮し、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めることにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「防犯カメラ等」 県が栃木県民ゴルフ場において施設及び設備等の適正管理の目的のために特定の場所に継続して設置する画像撮影装置をいう。
- (2) 「個人情報画像」 防犯カメラ等により撮影又は記録された画像のうち、当該画像から特定個人を識別できるものをいう。

(管理責任者の責務)

第3条 防犯カメラ等による個人情報画像の適正な取扱いを確保するために、企業局経営企画課長を防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。

- 2 管理責任者は、この要領に基づいて防犯カメラ等の適正な運用を図らなければならない。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ等、画像表示装置、画像記録装置及び画像の記録媒体について、操作又は取扱いを行う者（以下「操作取扱者」という。）を指定するとともに、操作取扱者以外の者による操作を禁止するものとする。

(防犯カメラ等の撮影区域等)

第4条 防犯カメラ等の設置及び運用にあたっては、設置場所及び撮影区域が必要最小限の範囲となるよう配慮するものとする。

- 2 防犯カメラ等の設置目的がなくなったときは、速やかに防犯カメラ等を撤去しなければならない。

(画像表示装置等の設置場所)

第5条 画像表示装置、画像記録装置及び記録媒体は、施錠ができる室内の外部から見通せない場所に設置し、操作取扱者が不在となるときは必ず施錠するものとする。

(設置の明示)

第6条 管理責任者は、撮影対象区域内外の見やすい場所に、次に定める事項を容易に視認できる方法により表示するものとする。

- (1) 防犯カメラ等による撮影を実施している旨
- (2) 管理責任者及び連絡先

(画像の保存と消去)

第7条 防犯カメラ等により撮影された画像を記録する場合には、個人情報画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他適正な管理のために次の措置を講じるものとする。

- (1) 画像の保存期間は1か月以内とする。ただし、犯罪捜査に協力するときその他管理責任者が必要と認めるときは、その目的達成のために必要な範囲内で保存期間を延長することができる。
- (2) 保存期間を経過した画像は確実かつ速やかに消去する。
- (3) 管理責任者及び操作取扱者は、画像の記録媒体を保管場所から持ち出してはならない。

(記録媒体の廃棄)

第8条 記録媒体を廃棄するときは、情報が読み取られることのないよう、破碎、裁断等の処理を行う。

(画像の利用及び提供の制限)

第9条 個人情報画像は、次に定める場合を除き、利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人の同意があるとき
- (2) 法令等に基づくとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (4) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けたとき

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、防犯カメラ等による個人情報画像の取扱いに関して苦情があったときは、誠実かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委託等に伴う措置)

第11条 知事は、防犯カメラ等の設置又は運用の業務を委託（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。）する場合は、契約書等に受託者がこの要領に準じて遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第12条 管理責任者、操作取扱者その他防犯カメラ等により個人情報を知り得た者は、その情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。